

子高第 1544 号
令和 4 年 2 月 18 日

高齢者施設 施設長
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部
沖縄県新型コロナウイルス本部総括情報部
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策の徹底について
(御協力のお願い)

平素より本県の高齢者福祉行政の推進について、御協力頂き感謝申し上げます。

令和 4 年 1 月 9 日から実施されている新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置について、令和 4 年 2 月 20 日に重点措置が解除されます。

高齢者については、感染者に占める割合が高い水準にあること、感染による重症化のリスクが高いことから、引き続き、高齢者施設等における徹底した感染防止対策を講じる必要があります。つきましては、下記の事項に留意のうえ、感染対策の再確認と取組の徹底について御理解と御協力をお願いします。

また、市町村に対しても、別添のとおり、文書で通知していることを申し添えます。

記

1 サービス提供に係る感染対策の徹底

高齢者への感染を防ぐため、地域の流行状況や高齢者施設等の特性に応じて、以下のとおり、感染対策の徹底をお願いします。

- 1) 基本的な感染症対策の徹底(マスクの常時着用、手指消毒、常時換気等の徹底)
- 2) 食事の場面における感染対策(分散した座席配置、席をあける、対面を避ける、時間をずらすなどの工夫の再確認)
- 3) 地域の流行状況や施設の特性に合わせた対策の徹底(オンラインによる面会の実施も含めた対応の検討、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では導線の分離など)
- 4) 発熱や風邪症状がある職員の出勤自粛の徹底

例えば、施設等で感染を広げないために、以下のような工夫が考えられます。

通所系サービスを提供する際には、在宅利用者と有料老人ホームの入居者などの利用者が混在しないように座席の配置を工夫し、対応する職員も固定する。職員が複数の施設を兼務することによって感染を広げないように、可能な限り当該職員の勤務エリアなどを限定する。

高齢者施設内の職員配置について、対応するエリアを限定する(複数の階やユニットを掛け持ちしない等)など可能な限り固定する。

2 家族等の交流の機会に配慮した面会への対応

国内及び県内において新型コロナウイルス感染症が発生して以来、感染経路の遮断という観点と地域における流行状況などから、長期にわたり面会の制限を行っている施設があるものと認識しています。

一方で、高齢者施設等における面会については、つながりや交流が心身の健康に与える観点や、介護保険施設等の運営基準において、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならないこととされています。

各高齢者施設等の管理者におかれましては、別添の面会に関する通知等もご確認の上、家族等の交流の機会に配慮いただき、地域の流行状況等も踏まえ、面会の実施方法について取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるよう努めていただきますようお願いいたします。

例えば、ガラス越しやオンラインの他、入居者と面会者がワクチン接種済の場合には対面（居室）とし、それ以外の場合は対面（ホール）とするなど対面による面会を実施

3 3回目（1回目・2回目を含む。）のワクチン接種の推奨

1) 3回目のワクチン接種が円滑に進むよう、職員及び利用者等への接種の勧奨をお願いします。

2) 在宅（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を含む。）の高齢者においても市町村との連携をお願いします。

4 県の実施する定期PCR検査・抗原検査キットの活用

県の実施する定期PCR検査の受検による積極的なセルフチェックをお願いします。また、症状がある職員・入居者は必ず抗原検査キットでセルフチェックを行って下さい。

5 感染発生時への備えについて

1) 「平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル」に基づき、平時の備えと感染発生時の対応を再確認すること。

2) 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP（業務継続計画）の再点検（未策定の場合は早期に作成）を行うこと。

3) 感染が判明した場合には、速やかに所管の保健所及び沖縄県コロナ対策本部施設支援グループ（電話番号098-894-5122）へ連絡すること。

4) 感染が発生した場合に必要な衛生用品の備蓄に努めること。感染発生後に備蓄した衛生用品に不足が生じる場合で購入を行う場合にはかかり増し経費の補助の対象となること。

5) 衛生用品の納品までに備蓄が不足するおそれがあるなど緊急での資材提供の支援が必要な場合には県（沖縄県コロナ本部又は沖縄県高齢者福祉介護課）へ連絡すること。

6 事業者への支援について

- 1) 「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」においては、緊急時の介護人材確保に係る費用（緊急雇用、割増賃金・危険手当等、帰宅困難職員の宿泊費など）や職場環境の普及・環境整備に係る費用（消毒・清掃費、感染性廃棄物の処理費、不足する衛生用品の購入費など）、施設内療養時の助成費用など、特定のかかり増し費用の補助がありますので活用をご検討ください。
- 2) 通所介護等の報酬については、令和3年度介護報酬改定により、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少した場合の特例加算（「基本報酬への3%加算」、「規模区分の特例」）の措置がありますので、加算の要件を満たす場合で届出を行っていない事業者については活用をご検討下さい。
- 3) 通所系サービス事業所については、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまん延防止等重点措置等の措置を実施すべきとされた区域については、感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスを継続するという観点から、訪問サービスへの切替、及び通所サービスの提供時間短縮における報酬の取扱いとして、居宅サービス計画書に位置付けられた提供時間の半分以上の時間をサービス提供した場合等に、それに対応した報酬区分を算定することができる。」旨の通知が発出されたことから、本取扱いにより報酬を算定する予定がある場合は、算定の要件を満たした上で請求日より前に指定権者に所定の様式を提出する必要がありますのでご留意ください。

7 添付資料

ご留意頂きたい事項について関連資料を添付します。別添5の感染対策啓発ポスターは、職員休憩室に貼って頂くなどご活用下さい。

- 1) 平時及び新型コロナウイルス感染症発生時の対応（別添1）
- 2) 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(ひな形)（別添2）
- 3) 業務継続計画(様式)ツール集（別添3）
- 4) 施設内療養時の対応の手引き（別添4）
- 5) 感染対策啓発ポスター（別添5）
- 6) 社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点（別添6）
- 7) 高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について（別添7）

7 参考

1) 感染対策関連資料

平時および新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル(高齢者施設・障害者施設・通所)

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(ワード・エクセル様式)

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virus.html>

介護現場における感染対策の手引き：第2版（厚生労働省老健局）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

介護職員のための感染対策マニュアル（通所系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

介護職員のための感染対策マニュアル（訪問系）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

2) 感染対策関連動画

沖縄県医師会新型コロナウイルス感染症関係情報

<http://www.okinawa.med.or.jp/covid19/covid19.html>

画面を下にスクロールするとコロナ対策関連動画が掲載されています。

3) 特例加算及び臨時的な取扱いについて

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/tuusyo-kasan-tokurei.html>

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/covid-19/jinninki_jyunntou.html

4) 感染発生時等のかかり増し経費の補助金について

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業について

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virussevicecontinue.html>

以上

沖縄県高齢者福祉介護課 介護指導班、施設福祉班 電話：098-866-2214
